

(案)

# 協定書

「災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定書」

# (案)

## 災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定書

北九州市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時における仮設トイレの供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、北九州市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙から甲に対して行う仮設トイレの供給協力に関して必要な手続きを定めるものとする。

2 甲は、「北九州市地域防災計画」に基づき、避難場所等（避難所、避難地）に必要な仮設トイレを設置することにより、衛生的な環境を確保することを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害発生時に仮設トイレが必要となった場合、乙に対して保有する仮設トイレの供給、運搬、設置及び撤去を要請するものとする。

2 前項の要請については、要請内容、その他必要事項を記載した「災害時における仮設トイレ供給要請書」（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話、FAX等で要請を行い、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

### （協力の実施・報告）

第3条 乙は、甲からの前条第1項に規定する要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し優先的かつ速やかに協力を行うものとする。

2 乙は、要請書に基づき仮設トイレを設置及び撤去した場合は、「災害時における仮設トイレ供給報告書」（様式第2号）をもって速やかに甲に対して報告するものとする。

# (案)

## (連絡責任者)

第4条 甲及び乙は、協力の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、これを相互に通知するものとする。連絡責任者に変更があったときも、また同様とする。

## (経費の負担)

第5条 乙が設置した仮設トイレの賃借料及び運搬費等の必要経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が乙に支払う費用は、災害発生直前の適正な価格に基づき、甲乙協議のうえ定めるものとする。

## (保有状況の報告)

第6条 乙は、仮設トイレの保有状況について、定期的に甲へ報告するものとする。

## (協定の破棄)

第7条 乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

## (協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

## (有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力が発生するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

# (案)

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市  
北九州市長

乙